

計画策定に当たって



第1章 計画策定の趣旨



第2章 社会潮流





第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

寝屋川市では、平成23年に第五次総合計画を策定し、市の目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行は現実的なものとなり、今後、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、さらには、高齢者人口がピークとなることが見込まれる令和22年（2040年）頃の状況は、経済の低迷や市財政状況の悪化など、一層厳しさを増すことが見込まれます。

加えて、相次ぐ自然災害の発生、経済・社会のグローバル化の進展、情報通信技術等の急速な進歩など本市を取り巻く環境は大きく変動しています。

また、本市は、平成31年4月に中核市へ移行し、行政運営における権能や裁量を拡充し、より市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスと特色あるまちづくりを推進しています。

令和3年度に市制施行70周年の節目を迎える中、こうした本市を取り巻く大きな転換期を、更なるステージアップの好機と捉え、「みんなのまち基本条例」の市民がまちづくりの主役であるという基本理念に基づき、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を強力に推進していくため、まちづくり及び市政運営の指針となる第六次寝屋川市総合計画を策定します。





第2節 計画の概要

1 第六次総合計画の特徴

寝屋川市の人口は、高度経済成長期に急激に増加し、平成7年の約26万人をピークとして減少局面に入り、令和2年4月の住民基本台帳人口は231,189人となっています。特に留意すべきは、本市の生産年齢人口に対する老年人口の割合であり、平成27年（2015年）国勢調査人口においては、老年人口1人を支える生産年齢人口は2.1人（大阪府全体2.7人）となっていました。国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成30年3月）では、令和22年（2040年）には1.2人（大阪府全体1.8人）まで減少すると予測されています。

加えて、本市の小・中学校を始めとする公共建築物や道路・上下水道などのインフラ資産の多くは、高度経済成長期の人口急増に伴う行政ニーズの拡大に対応するため、昭和40年代から昭和60年代にかけて集中的に整備を進めてきました。今後、これらの施設等の老朽化が進み、更新や大規模改修の時期を迎えることとなります。

これから先、人口減少・少子高齢化の進行により、市税収入が減少する一方で、医療や介護等の社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには、公共施設等の更新、改修等に多額の経費が必要となることから、本市の財政環境はより厳しい状況となることは必至です。

これまで以上に自治体間競争が激化する中において、将来にわたって現在の行政サービスを維持し、更に充実していくためには、市内外の多くの人に本市が選ばれ、人口の年齢構成のリバランスを図ることで、まちの持続可能性を高めていく必要があります。

また、社会情勢や行財政環境の大きな変化が見込まれる中、行政だけで地域課題に対応することは困難となっています。市民や地域団体、事業者など地域で生活する全ての人々と議会並びに行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、住みたい、住み続けたいと感じる魅力あるまちへと進化し続けていかなければなりません。

こうした極めて厳しい課題に対応していくためには、これからのおおむね10年の取組が極めて重要となります。第六次総合計画は、福祉や教育、産業など各分野の行政サービスを総合的かつ確実に実施することを基本として、将来にわたって必要なサービスを維持、向上させ続けるために、人口減少・少子高齢化の進行などの課題に対し、本市一丸となって積極果敢に立ち向かい、未来志向で今実施すべき政策を寝屋川水準（※P28参照）で立案する「**成長戦略型の総合計画**」として策定します。

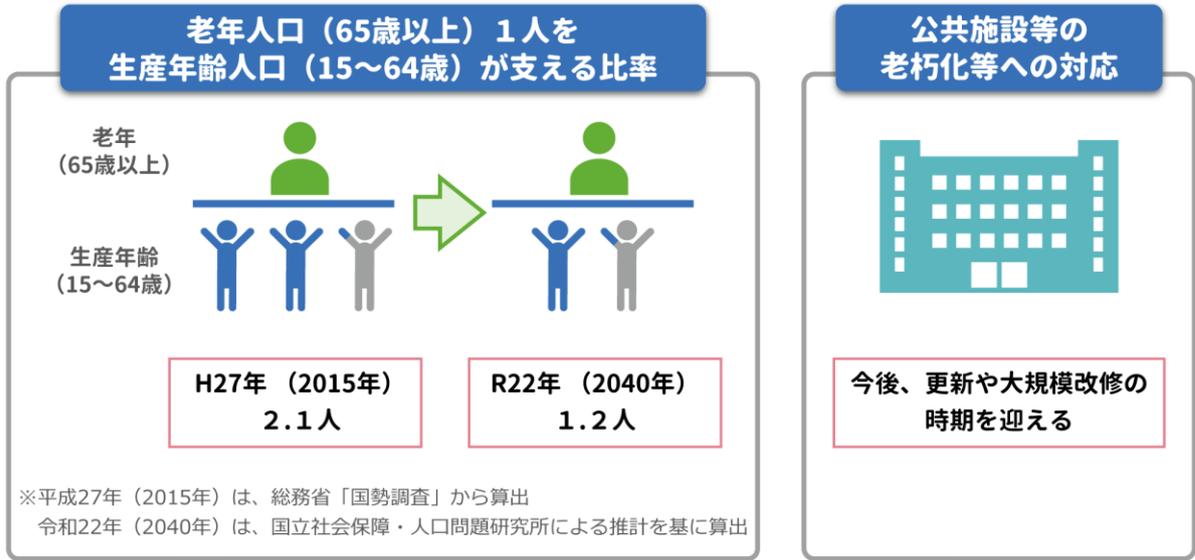




計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



【市財政への影響】
 歳入：市税収入↓
 歳出：社会保障関連経費↑ 施設等更新・改修費↑

将来にわたって現在の行政サービスを維持、充実するためには、「**人口の年齢構成のリバランス**」が必要

行政だけで地域課題に対応することは困難であり、地域で生活する全ての人々と議会並びに行政が、それぞれの役割と責務を果たしながら、**魅力あるまちへと進化し続けることが必要**

第六次総合計画の特徴

福祉や教育、産業など各分野の行政サービスを総合的かつ確実に実施することを基本として、
 未来志向で今実施すべき政策を寝屋川水準で立案する
「成長戦略型の総合計画」として策定





2 計画の位置付け

1 まちづくりの指針

まちづくりを進めていくに当たり、本市で暮らし、働き、学ぶ市民はもちろんのこと、市外から新住民となる将来市民も含め、行政と共有すべき指針となるものです。

2 市政運営の指針

全市民のくらしの豊かさを更に高め、人口減少・少子高齢化の進行への対策を図るための市政運営の指針となるものです。

3 総合計画と総合戦略の統合

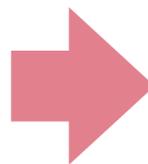
本市では、人口減少対策を戦略的に実施するため、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間として、第1期市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市総合戦略）に基づく事業に取り組んできました。

一方で、総合計画と市総合戦略は、アプローチの視点は異なるものの、いずれも共通の将来都市像を実現するための計画であることを踏まえ、令和3年度からの第2期市総合戦略については総合計画と統合し、より明確で効率的・効果的な事業推進を図ることとします。

これまで（令和2年度まで）

第五次総合計画

第1期市総合戦略



令和3年度から

第六次総合計画

第2期市総合戦略

総合計画と市総合戦略を統合



4 SDGs達成への貢献

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和12年(2030年)を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されています。SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」のことをいい、SDGsの推進は、本市の「あるべき・目指すべき未来」の実現と同じ方向を示すものであることから、総合計画で示す施策・事業の推進を通じて、市民や地域団体、事業者などの多様なステークホルダーとの連携を図り、SDGs達成に積極的に貢献します。

また、国の「SDGsアクションプラン2020」において、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとされていることを踏まえ、社会、経済、環境の側面から統合的に取組を進めるSDGsの考え方を活用し、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





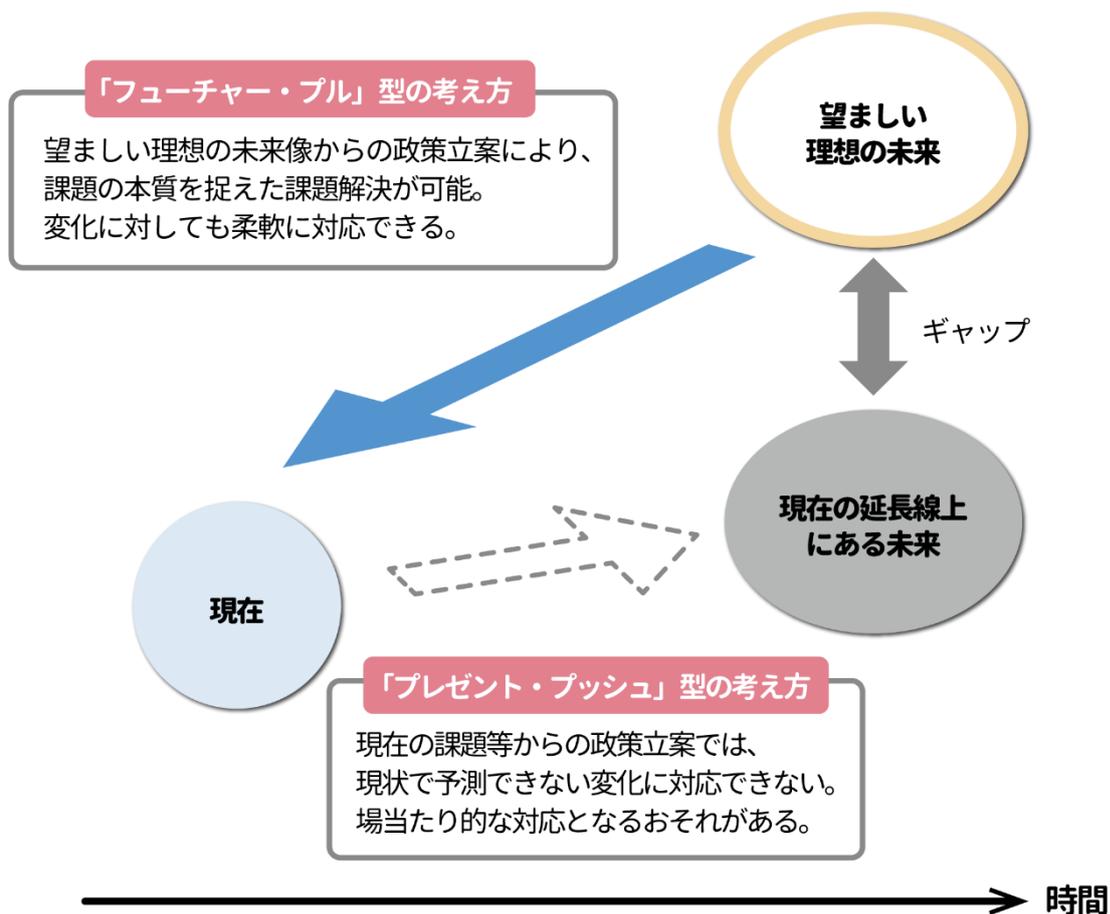
3 「フューチャー・プル」型による策定

今後、更なる人口減少・少子高齢化が進行する中、多発する自然災害への対応や地球規模での環境問題の深刻化、加えて、AIやRPA等の情報通信技術の進歩、普及など、社会経済状況は大きく変化し、そのスピードは非常に早くなっています。

これまで以上に先が読みにくく、状況の変化が見込まれる中において、これまでのような現状を捉え、今ある課題を解決するという現在からの発想である『プレゼント・プッシュ (Present Push)』型の考え方では、時代の変化に対応することはできません。

総合計画の策定に当たっては、現状における市民ニーズや課題をしっかりと踏まえた上で、おおむね10年先の本市の未来の姿を描き、その未来像から発想する『フューチャー・プル (Future Pull)』型の考え方に基づき、施策・事業の在り方を検討することとします。

これにより、明確な将来像に向かって着実に取組を推進することができるとともに、時代の変化に対して柔軟に軌道修正することが可能となります。



4 計画の構成と期間

① 構成

基本戦略

基本戦略は、将来の目指すべきまちづくりの方向性（基本構想）と、それを実現するための施策（戦略プラン）を示すものです。

- **基本構想**

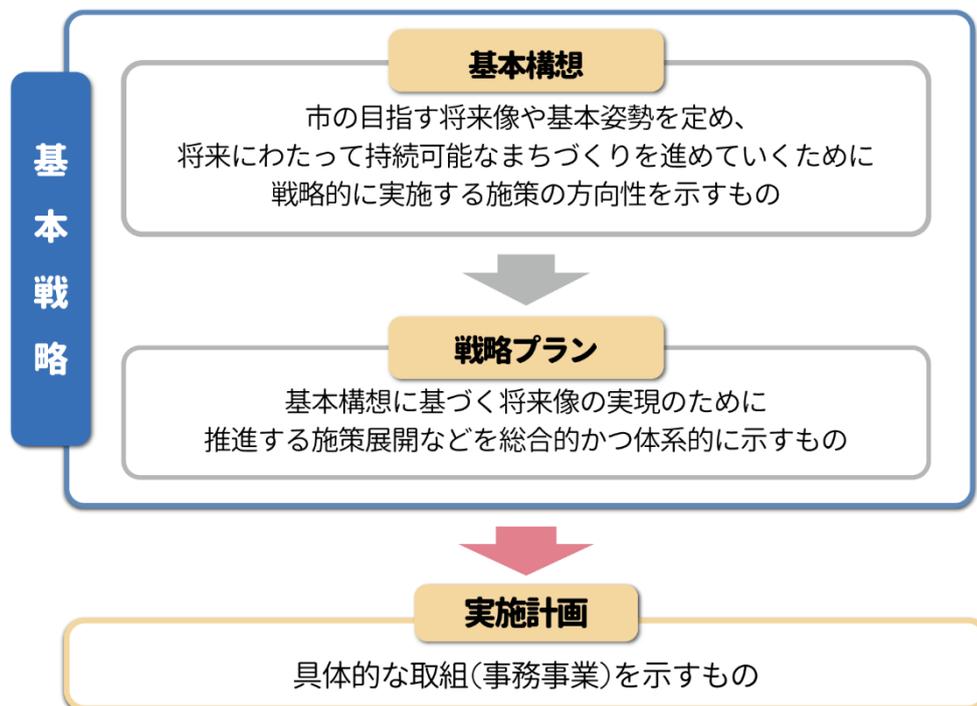
基本構想は、市の目指す将来像や基本姿勢を定めるとともに、社会情勢の変化や課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくために、戦略的に実施する施策の方向性を示すものです。

- **戦略プラン**

戦略プランは、基本構想に基づく将来像を実現するため、分野ごとの「現状の延長線上にある未来<課題>」と「あるべき・目指すべき未来<ビジョン>」を整理し、課題とビジョンのギャップを埋めるために推進する「施策の展開」などを総合的かつ体系的に示すものです。

実施計画

実施計画は、基本戦略に基づいて実施していく具体的な取組（事務事業）を示すものです。



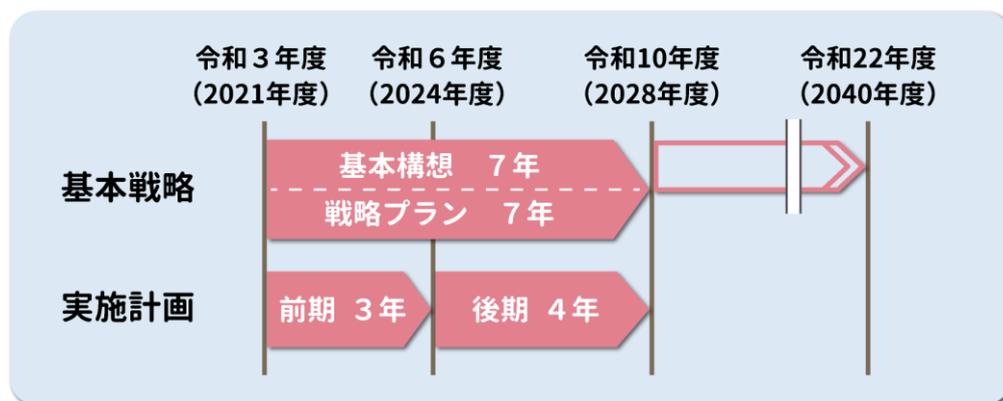


② 期間

総合計画は、初年度を令和3年度（2021年度）、目標年度を令和9年度（2027年度）とし、計画期間を7年とします。

基本戦略は7年間とし、実施計画は、基本戦略の7年間を見据えつつ、社会経済状況の変化等に的確に対応するため、前期3年間、後期4年間の計画とします。

また、実施計画については、新たに取り組む事業等を含めて、必要に応じて見直しを行います。



計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン





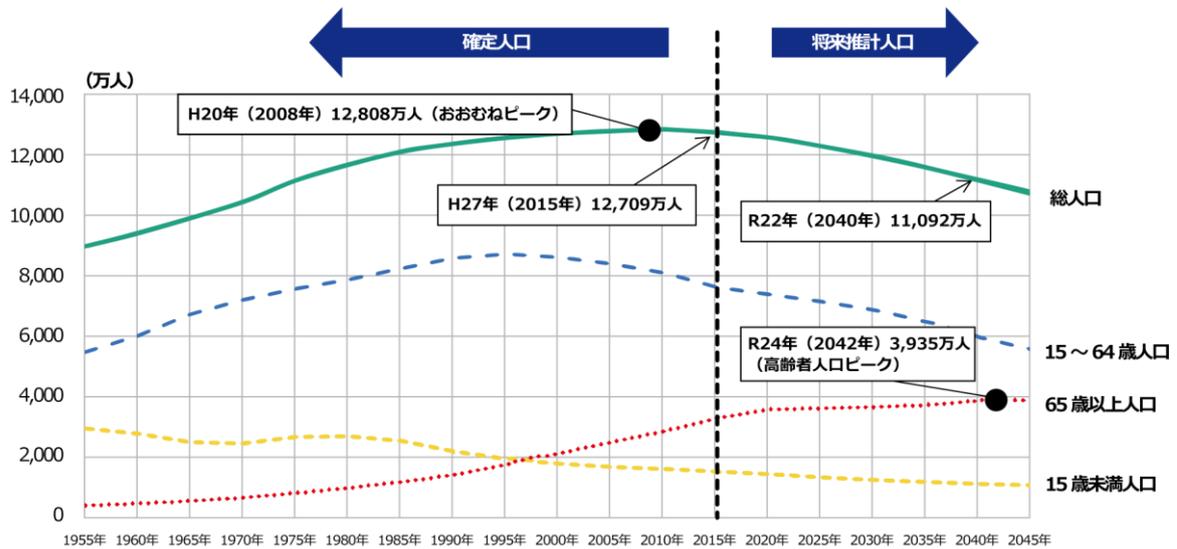
第2章 社会潮流

第1節 人口減少と構造の変化

1 国全体の状況

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして、今後、加速度的に減少することが見込まれています。令和22年（2040年）頃には毎年90万人程度の人口が減少する一方で、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となり、令和24年（2042年）には高齢者数が3,935万人に達し、ピークを迎えることが予測されています。また、高齢化率は平成27年（2015年）26.6%から令和22年（2040年）35.3%に増加することが予測されています。

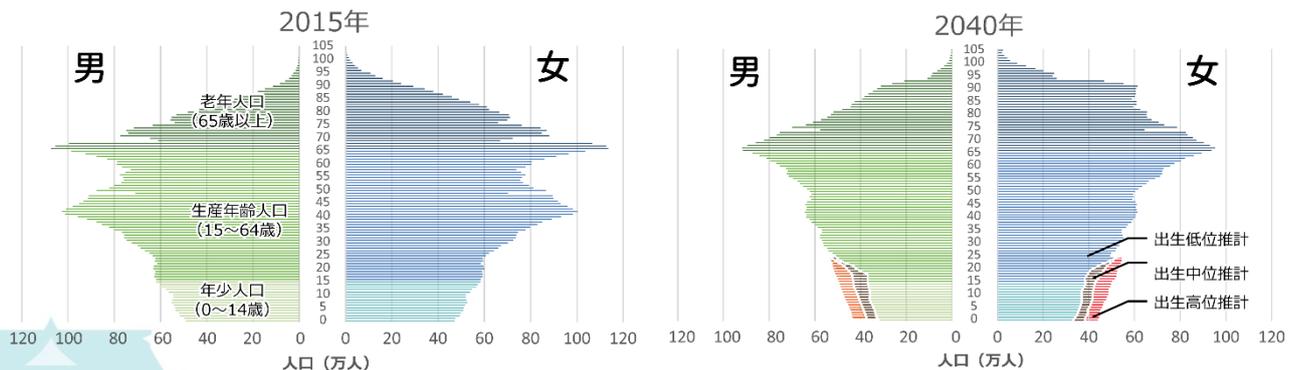
■ 日本の総人口・年齢3区分別人口の推移と見通し



※確定人口は、総務省「国勢調査」による。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位（死亡中位）の仮定による。

■ 人口ピラミッドの変化



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



2 寝屋川市の現況

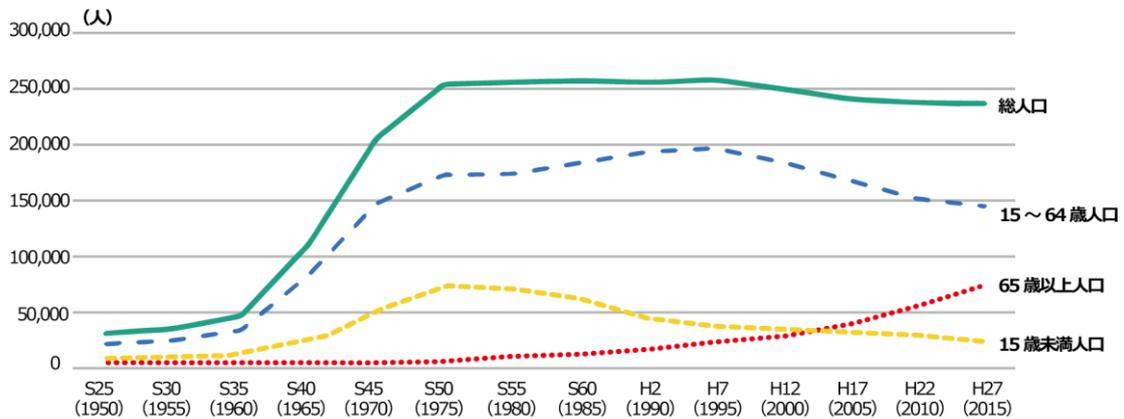
1 総人口

市制施行時（昭和26年）に約3万5千人であった人口は、高度経済成長期を経て、昭和50年（1975年）には25万人を超え、この時の人口増加率は日本一（人口10万人以上の市での順位）を記録しました。

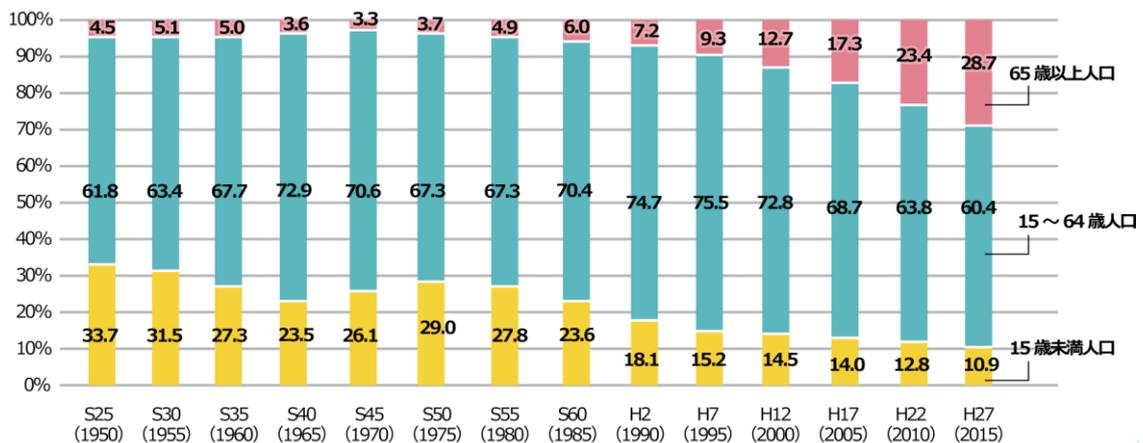
その後、平成7年（1995年）の約26万人をピークとして減少に転じ、平成27年（2015年）で237,518人となっています。令和2年（2020年）4月の住民基本台帳人口は231,189人で、減少傾向が続いています。

また、年齢3区分別人口は、15歳未満人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）ともに減少傾向にある一方、65歳以上人口（老年人口）は増加傾向にあります。総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合も平成27年（2015年）で28.7%となっており、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会を迎えています。

■ 総人口・年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移



総務省「国勢調査」

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



② 自然動態（出生・死亡）

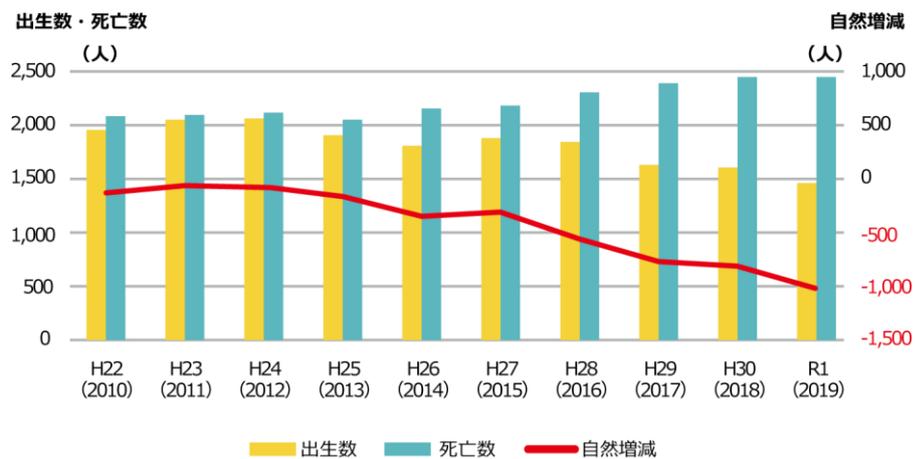
令和元年（2019年）の出生数は1,451人、死亡数は2,450人で、自然動態は999人の自然減となっています。

高齢化の進行等から死亡数は増加傾向となっています。

出生数は、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）に2,000人を上回ったものの、以降は減少傾向にあり、近年は約1,600人程度で推移しています。

その結果、自然動態は平成22年（2010年）以降、自然減が続いています。

■ 出生数、死亡数、自然増減の推移



寝屋川市統計書

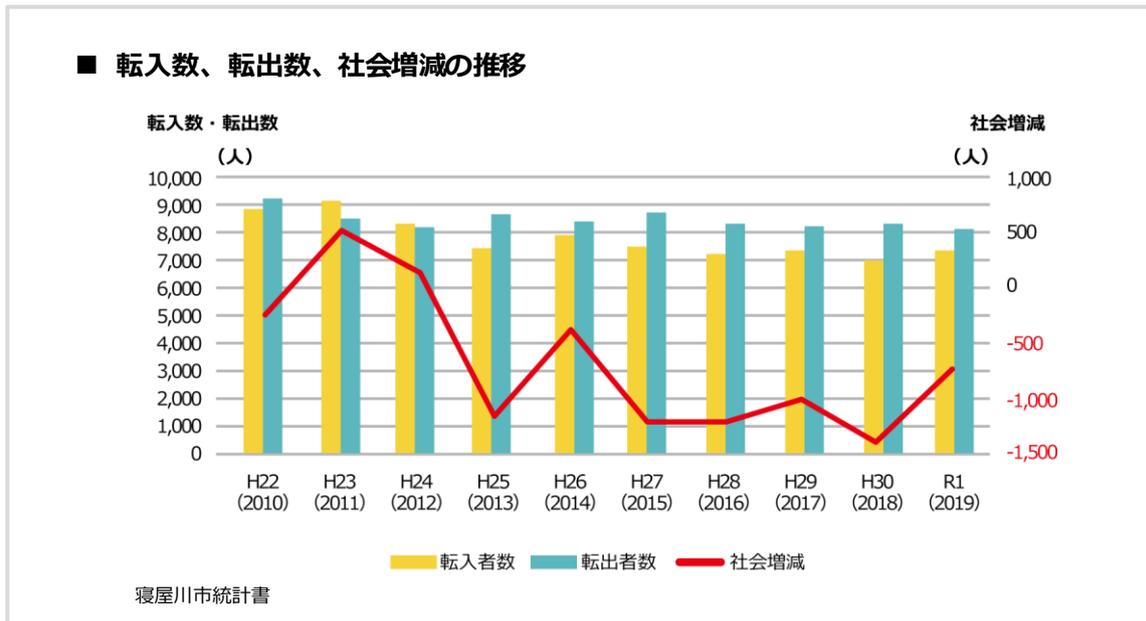




③ 社会動態（転入・転出）

令和元年（2019年）の転入数は7,409人、転出数は8,135人で、社会動態は726人の社会減となっています。

再開発事業等のまちづくりの推進等に伴い、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）は転入超過となったものの、平成25年（2013年）以降は7年連続で転出超過（社会減）が続く状況となっています。



④ 現状分析

本市は、昭和35年（1960年）頃から昭和50年（1975年）頃にかけて急激に人口が増加する中で、大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきました。

こうした本市特有の人口変動を背景として、当時の子育て世代が一斉にシルバー世代となることで、高齢化率は年々大きくなっています。今後、その傾向は更に大きくなるものと考えられます。

人口構造の変化は、子育て、教育、介護における担い手不足などの制度運用面での課題に加え、市税収入の減少や医療費の増大、更新時期を迎える公共施設等の対応などに伴う財政面での課題が大きくなることなど、このまま何も対応策を講じなければ、これまでのようなサービスの提供を維持し続けることが困難となるおそれがあり、これらの課題に危機感を持ち、時機を逸することなく対応を図っていく必要があります。





第2節 分野別社会潮流

ここでは、総合計画策定に当たって踏まえるべき社会潮流を整理します。

1 ライフスタイルや価値観の多様化と地域コミュニティの希薄化

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルの多様化が進むとともに、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まる中で、社会的つながりを担ってきた自治会の加入率の低下傾向が見られており、世代間の交流や地域とのつながりの希薄化が進み、地域活動への参加の停滞が懸念されるとともに、社会全体の活力の低下につながるおそれがあります。

一方で、地域福祉や防犯、災害時の支援活動などにおいては、地域住民の交流と連帯による地域コミュニティの果たす役割が極めて重要です。

地域活動を維持するためには、若者を始め、シルバー世代等を含めたあらゆる世代の自主的な活動への参加を促進することに加え、地域団体、特定非営利活動法人（NPO法人）などの連携がより一層重要となります。

2 安全・安心に対する意識の高まり

近年、局地的な大雨や勢力の強い台風、大規模な地震などの自然災害が多発しており、防災面で安全・安心に対する意識は高まっているものの、「自助」の意識をこれまで以上に高めることが重要です。南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測されており、災害に備えた更なる体制整備が必要となっています。

また、子どもや女性を狙った性犯罪やシルバー世代が被害者となりやすい特殊詐欺等の犯罪、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を始めとした新たな感染症や食中毒といった人の健康に影響を及ぼす事象（健康危機事象）など、人々の暮らしを脅かす事案が発生しており、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。





3 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う 「新たな日常」の実現

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、我が国においても感染が拡大し、社会経済活動に大きな影響を与えています。

こうした中、感染拡大の防止対策を講じつつ、経済活動を維持するため、日々の生活スタイルの変容や働き方の変革などが推進されています。テレワークやキャッシュレス化、行政手続・サービスのオンライン化等の環境整備が広がりを見せており、「新たな日常」に対応した社会の実現が求められています。

4 経済情勢と雇用を取り巻く動向

我が国の経済情勢は、内閣府の第19回景気動向指数研究会によると、長期にわたる景気拡張局面が終わり、後退局面に転じているとされています。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大を受け、今後の先行きは見通しが立たず、長期的な視野で経済動向を注視していく必要があります。

また、雇用情勢においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大で失業者の増加、特に非正規雇用労働者の雇用不安が高まっていることに加えて、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境づくりとしての待機児童対策やシルバー世代等の雇用促進など、全世代を通じた安定した雇用環境の確保が課題となっています。

さらには、平成31年4月から外国人材の受入れを拡大しており、受入れ環境の整備が求められています。

5 持続可能な社会の実現に向けた対応

人口や経済の東京圏への一極集中が加速する中、地方では、地域課題を解決することで人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会づくりを目指し、子育て支援、教育、雇用などの施策を充実する「地方創生」の取組が進んでいます。

他方、今後予測される超高齢社会の進行による社会保障関連経費の増大や更新時期を迎える公共施設等の維持管理及び建て替えなどに伴う財政需要の増加などが懸念されています。





また、都市部においては、高度経済成長期に、文化住宅などの木造賃貸住宅が数多く建設され、狭あいな道路を含む密集市街地が形成されました。こうした地域においては、密集住宅地区の住環境整備を推進しているものの、木造住宅の老朽化が更に進み、災害時等に大きな被害が生じるおそれがあります。

このような状況を踏まえ、快適な住環境の整備と防災機能の向上を図るとともに、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークを形成し、地域の魅力を向上させることが求められています。

6 情報通信技術の進歩がもたらす社会変革

近年、爆発的に普及しているスマートフォンを始めとする情報通信機器は、その多重的な機能と利便性から、SNS等を通じた情報発信に加え、ショッピング、バンキング等の消費活動におけるキャッシュレス化の推進など、人々のくらしや社会経済の仕組みに急速に浸透し、大きな影響を及ぼしています。

また、既に実用化が進んでいるIoT、AI、RPA等の技術が、更に進歩することにより、令和22年(2040年)頃には、産業や経済、生活の様々な場面で、人とICTが共存する社会が到来することが予測されており、今後、想定される労働力不足を補完するための手段の一つとして期待されています。

7 環境問題への対応

温室効果ガスによる地球温暖化やマイクロプラスチックによる海洋汚染など、環境負荷の増大や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しています。特に、地球温暖化の防止に向けて、世界全体で温室効果ガスの削減への取組が進められています。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から適量生産、適量消費そして廃棄物削減や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの活用など、自然と共生する社会の構築に向けた取組を更に進めていく必要があります。





8 地方行政の在り方に関する動向

今後の地方行政の在り方等について、第32次地方制度調査会の答申では、2040年頃にかけて顕在化する人口構造の変化やインフラの老朽化等の様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のリスク等に対応していくためには、人口増加や従来技術等を前提とした現在の社会システムをデザインし直す好機と捉え、Society5.0の到来を始めとする新たな技術を基盤として、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要であるとされています。

計画策定に当たって

基本構想

戦略プラン



